

鎌倉地域交通計画研究会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉地域の交通問題について市と市民、事業者、学識経験者及び関係行政機関が協働して研究し、より良い交通計画の策定に資するため、鎌倉地域交通計画研究会（以下「研究会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について研究するものとする。

- (1) 道路交通問題に関する事項
- (2) 道路環境の整備に関する事項
- (3) その他交通計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 研究会は、委員40人以内で構成する。

- 2 委員は、市民、事業者、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの間とする。
- 4 研究会に会長を置き、学識経験者から選出する。
- 5 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(地区委員)

第4条 研究会において、一定の地区における交通計画（以下「地区交通計画」という。）

について審議するため必要があるときは、臨時委員として地区委員を置くことができる。

- 2 地区委員は、地区交通計画に係る地区内に居住し、又は事業所を有する市民及び事業者のうちから市長が委嘱する。
- 3 地区委員の任期は、地区交通計画に係る審議が終了するまでとする。

(会議)

第5条 研究会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 研究会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 研究会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 会長は、必要に応じ、研究会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を掌理する。

5 部会長は、他の部会に出席し、意見を述べることができる。

6 前2条の規定は、部会について準用する。

(幹事)

第8条 研究会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、研究会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 研究会の庶務は、この研究会の所掌事務を所管する課がいにおいて処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

付 則

この要綱は平成7年7月29日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成9年10月13日から施行する。